

世界の特許権をめぐる動き

特許に関する国際条約は、1883年にパリにおいて締結された。この「パリ条約」には、現在91の国が加盟しており、この条約により各加盟国の国民は、内国民と同等の権利が保護されている。

1981年の9月から10月にかけて、ナイロビで国際会議が開催され、パリ条約に対する修正案が上提、検討された。この修正案によれば、発明者が自国以外の他の国において特許権を取得した場合に、①その国において、その発明を2年6か月間実施しなかったとき、排他的強制実施権が4年6か月を限度として、その国に与えられる。②特許取得後、5年以内に実施されない場合は、その特許を没収または取消すことができる……となっている。

この修正案に対する加盟国の反応はさまざまであり、幾つかのグループに分かれたが、結論には至らなかった。本案について、絶対拒否の立場をとったのはアメリカのみであり、日本を含め他の国々は、若干妥協の余地を残しているといわれる。

本年10月に加盟国がジュネーブに集まり、ナイロビ修正案をめぐる検討および決定が行なわれる予定であるが、アメリカその他加盟国に対する巻き返し運動は活発で、とりわけアメリカ農業工業会を代表するM社は、日本での関係先に個別に働きかけを行なっている。

先般、M社会長から、じきじきの親書をいただいたが、その権利を守ろうとする熱意には、頭の下がる思いがした。アメリカでは、国内における特許期間の延長にも、業界団体が活発に行動している。

目次 (第16巻第5号)

土壤改良剤の施用と雑草……………2

＜新潟大学農学部教授 菅原清康＞

1. はじめに……………2

2. 堆肥の施用と雑草植生……………2

3. 土壤改良剤ソイラックの施用
と雑草植生……………4

4. 炭酸カルシウムの連施と雑草植生…7

5. むすび……………7

コウキヤガラの状態と防除……………9

＜鹿児島県農業試験場 湯田保彦＞

昭和56年度秋冬作野菜花き関係除草剤

・生育調節剤試験成績概要……………13

＜財団法人 日本植物調節剤研究協会＞

「いわゆる非農耕地用除草剤」の農
薬登録について……………23

＜農林水産省農薬検査所＞

農薬に限っていえば、その開発には8年から10年の歳月と数拾億円の投資が常識化している現状からすれば、取得した権利を国の内外において、可能な限り長期間守ろうとするのは当然の行為であり、先般、日本農業工業会から代表団が韓国に出張して、政府筋に商標権その他の問題について陳情したのもその一環である。われわれは、日常とかく身辺雑事に目を奪われがちであるが、われわれを包んだまま、世界は急速に大きく動いている事も忘れてはなるまい。

〔財団法人 日本植物調節剤研究協会理事
農業工業会 会長 宗 展生〕